



自転車走行空間と自転車駐車場及びシェアサイクルとマイクロモビリティの展望

ウォーカビリィを考慮したまちづくりと自転車利用と駐車場整備の今後

日本大学 理工学部 交通システム工学科

小早川 悟

2021年度 JIC/JSCA 第 1 回 オンライン研修会

# 委員会関連

- 東京都市圏交通計画協議会 委員
- 警察庁 科学警察研究所 特別研究員
- 東京都 駐車場条例検討委員会 委員
- ・東京都 歩行者中心の道路空間活用マニュアル検討会 委員
- 千葉県 大規模小売店舗立地審査会 委員
- 千葉県 駐車場指定管理者選定審査会 会長
- 千葉県警察本部 交通事故調査委員会 委員
- ・ 駐車場地域ルール策定協議会
  - 中央区(2地区)、港区(4地区)、渋谷区(1地区)、(目黒区)



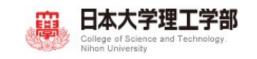


# 都市政策の潮流

### 歩行者中心の道路空間活用に資する制度の充実

- 道路占用許可特例制度(H23)
  - まちのにぎわい創出や道路利用者等の利便の増進に資する施設について、 都市再生整備計画に位置付ける等の一定の条件の下で、無余地性の基準を 緩和できることとした制度(国土交通省都市局まちづくり推進課)
- 歩行者利便増進道路制度(R2)
  - 「道路空間を街の活性化に活用したい」「歩道にカフェやベンチを置いて ゆっくり滞在できる空間にしたい」など、道路への新しいニーズに対応す るため、道路法等を改正し、新たに「歩行者利便増進道路」(通称:ほこ みち)制度を創設(国土交通省 道路局 環境安全・防災課)
- まちなかウォーカブル推進事業(R2)
  - 都市再生整備計画事業等において、車中心から人中心の空間に転換するまちなかの歩ける範囲の区域における、街路・公園・広場等の既存ストックの修復・利活用を重点的・一体的に支援する事業(国土交通省都市局街路交通施設課)



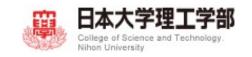


# 歩行者中心の道路空間活用のイメージ



出典:「『未来の東京』戦略」(東京都、R3.3)

TRANSPORTATION
SYSTEMS
ENGINEERING



### 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出による「魅力的なまちづくり」



【都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年9月7日施行)

#### 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに向けた計画の策定・共有

- ・市町村都市再生協議会\*の構成員として、官民の多様な関係者を追加することを可能に\* (まちづくりの主体である市町村等が、地域の実情に応じ、どのような者を構成員として追加するかを判断
  - \* 市町村都市再生協議会:都市再生整備計画(市町村が作成するまちづくりのための計画) の策定・実施等に関し必要な協議を行う場
  - \*協議会構成員に追加することができる者として、公共交通事業者、公共施設管理者、公安委員会 その他まちづくり計画に密接な関係を有する者を明記
- ・市町村が都市再生整備計画を策定し、官民一体で行う「居心地が良く歩きたくなる」 まちなかづくりのための取組を位置付け

[予算]官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援



- ①:協議会を組織できる者 〇
- ②: ①の者が必要があると認める場合に、協議会構成員に追加することができる者 (下線:新たに明記)

#### 計画に基づく「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出





[予算]交付金等による支援

民間事業者による

民地部分のオープ スペース化(①)や 建物低層部のガラス 張り化等(②)



[税制] 固定資産税の軽減 [予算]補助金による支援

- 都市再生推進法人\*がまちづくり活動の一環として ベンチの設置、植栽等を実施
- \*都市再生推進法人: NPO、まちづくり会社等の地域における まちづくり活動を行う法人(市町村が指定)

建物低層部

都市再生整備計画に基づく「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり

滞在快適性等向上区域

のための取組を、法律・予算・税制等のパッケージにより支援



一体型滞在快適性等向上事業



限(メインスト 裏道側に駐車 場の出入口を 設置)



民間事業者が 公園管理者と 締結する協定 に基づき、公園 内にカフェ・売店 等を設置



・イベント実施時などに都市再生推進法人が 道路・公園の占用手続を一括して対応

出典:「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり支援制度(法律・税制・予算等)の概要 (国土交通省都市局まちづくり推進課、R3.10)

### 【法律】⑧駐車場出入口の設置制限等



【第46条第14項3号、第22項、第62条の9~第62条の12】

#### 都市再生整備計画(市町村が策定)

- ○滞在快適性等向上区域(第46条第2項第5号)…「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域
  - ○路外駐車場配置等基準(第46条第14項第3号(イ)) …路外駐車場の配置及び規模の基準
  - ○駐車場出入口制限道路に関する事項(第46条第14項第3号(□))
  - …安全かつ円滑な歩行の確保等を図るため駐車場の自動車の出入口の設置を制限すべき道路に関する事項
  - ○集約駐車施設の位置及び規模(第46条第14項第3号(ハ))

### → 特定路外駐車場

(条例で定める一定規模以上の路外駐車場)

○市町村長への届出

#### (第62条の9第1項・第2項)

- 特定路外駐車場を設置しようとする者は、 設置に着手する30日前までに市町村 長に届け出なければならない(届出事項の変更についても同様)
- ○勧告等 (第62条の9第3項·第4項)
- 市町村長は、届出の内容が路外駐車場 配置等基準に適合しない場合、設置者に 対して必要に応じて勧告することができる
- 市町村長は、勧告をした場合、必要に応じて土地の取得のあっせん等の措置を講ずるよう努めなければならない

#### 出入口制限対象駐車場

(歩行者の安全及び滞在の快適性に及ぼす影響が大きいものとして 条例で定める一体規模以上の路外駐車場)

- ○出入口の設置制限(第62条の10第1項)
- 出入口制限対象駐車場設置者等(駐車場出入口制限道路に 面する土地に出入口制限対象駐車場を設置しようとする者又は 出入口の位置を変更しようとする者)は、自動車の出入口を駐車場出入口制限道路に接して設けてはならない(やむを得ない場合として条例で定める場合を除く)
- ○市町村長への届出 (第62条の10第2項・第3項)
- 出入口制限対象駐車場設置者等は、出入口の設置又は位置の変更に着手する30日前までに市町村長に届け出なければならない
- ○勧告・命令(第62条の10第4項・第5項)
- 市町村長は、届出の内容が出入口の設置制限規定に適合しない場合、設置者に対して必要に応じて勧告することができる(出入口の位置に関する設計の変更等)
- 市町村長は、設置者が勧告に係る措置をとらなかった場合、安全 かつ円滑な歩行の確保に特に支障を及ぼすおそれがあると認める ときは、当該勧告に係る措置について命ずることができる
- ○歩行者の安全の確保等についての配慮 (第62条の11)
- 現に駐車場出入口制限道路に接して出入口制限対象駐車場の出入口を 設置している者等は、安全かつ円滑な歩行の確保等についての適正な配慮 をして当該駐車場を運営しなければならない

→ 附置義務駐車施設
(条例で定める一定規模以上の建築物に設置
が義務付けられる駐車施設)

#### ○附置義務駐車施設の集約化

(第62条の12)

 附置義務条例により、集約駐車施設等への 駐車施設の設置を義務づけることが可能

駐車場法(現行)

附置義務条例に基づき当該建築物の 敷地内に駐車施設を設置

#### 駐車場法の特例

- 3パターンの附置義務条例が制定可能に
- ① 集約駐車施設内に設置させる
- ② 建築物の敷地内に設置させる
- ③ ①か②のどちらかに設置させる

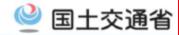
#### ○出入口の設置制限(第62条の12)

附置義務条例により、条例で定める規模以上の附置義務駐車施設について、自動車の出入口を駐車場出入口制限道路に接して設けることを制限する旨を規定することが可能

15

出典:「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり支援制度(法律・税制・予算等)の概要 (国土交通省都市局まちづくり推進課、R3.10)

### 【法律】⑧駐車場出入口の設置制限等-路外駐車場-



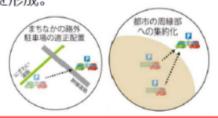
### まちなかのメインストリート等における 路外駐車場の出入口規制

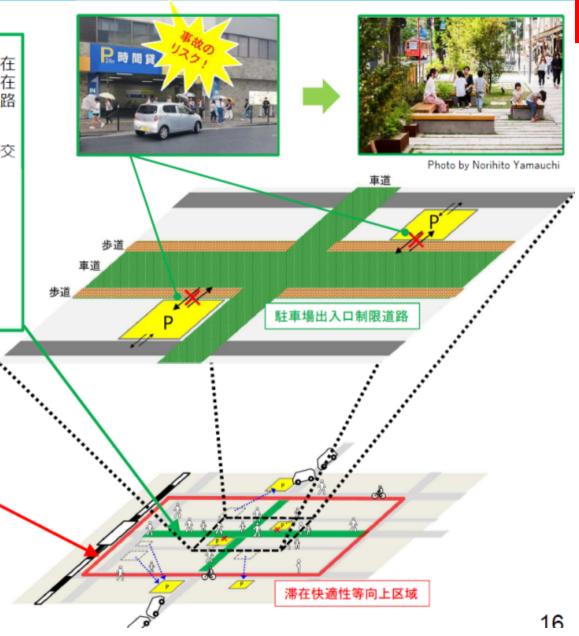
- ○「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域(滞在 快適性等向上区域)において、メインストリートなどの交流・滞在 空間として重要な道路を「駐車場出入口制限道路」に指定し、路 外駐車場からの自動車の出入りを抑制。
- 歩行者の安全性・快適性が向上。沿道のオープンスペースでの交流・滞在や様々なイベント等の実施がしやすい公共空間を形成。



### まちなかの路外駐車場の面的な配置適正化

- ○「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域 (滞在快適性等向上区域)において、予め定めた基準に 基づき路外駐車場の設置を誘導する等、まちなかの路外 駐車場の配置を適正化。
- フリンジ駐車場の設置による区域内への自動車流入の抑制、自動車と歩行者の動線の分離等により、安全・快適で歩きやすいまちなかを形成。





出典:「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり支援制度(法律・税制・予算等)の概要 (国土交通省都市局まちづくり推進課、R3.10)

## 渋谷区自転車活用推進計画

【渋谷区自転車活用推進計画の重点プロジェクト】

渋谷区自転車活用推進計画

①はしる: 【通行空間に関すること】

②とめる: 【駐輪環境に関すること】

③まもる:【交通安全に関すること】

**④いかし・つなぐ:** 【推進・連携に関すること】

出典: 渋谷区自転車活用推進計画(東京都渋谷区、R2.4)



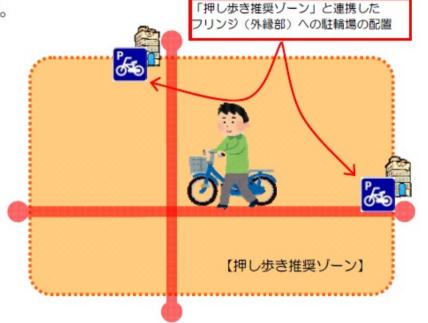


## 渋谷区自転車活用推進計画

### 施策例:まちの特性に応じた駐輪場適正配置の推進

●「歩行者優先のまちづくり」を目指す地区および「日常生活における自転車利用」が多い地区など、まちの特性ごとの駐輪ニーズに応じた駐輪環境のあり方、歩行者環境など他の交通や、まちづくりとの整合を確保した駐輪場配置計画を策定します。 「押し歩き推奨ゾーン」と連携した

●駐輪場配置計画に基づき、渋谷駅周辺や原宿駅 周辺などの商業地エリアにおいてはまちづく りの促進に寄与し、住宅地エリアでは鉄道駅や 生活利便施設などの立地と整合した利便性の 高い駐輪場の適正配置の実現を進めます。



出典: 渋谷区自転車活用推進計画(東京都渋谷区、R2.4)





## 東京都中央区のパーク・アンド・ウォーク

#### 【2】施策実施時の留意点

- ⇒ 商店街周辺の駐輪場の活用を図るとともに、新たな駐輪場整備にあたっては本施策を見据えて整備する。
- ⇒ 観光協会や商店街と連携して、レンタサイクルの駐輪場所などの確保を図る。
- 拠点には駐輪場所やベンチ、プランターなどを設けるとともに、製作では「中央区の森」間伐材を使用するなど環境にやさしく、暖かみがあるものとする。



図3 本区の導入イメージ【バーク・アンド・ウォーク】

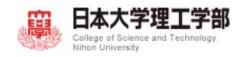
TRANSPORT H
SYSTEMS
ENGINEERING

TRANSPORT 出典:中央区自転車利用のあり方(東京都中央区、H24.6)





TRANSPORTATION SYSTEMS ENGINEERING



# エリアマネジメント

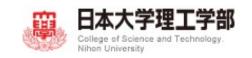
エリアマネジメントとは

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み

※「良好な環境や地域の価値の維持・工場」には、快適で魅力富む環境の創出や美しい街並みの形成、資産価値の保全・増進等に加えて、人をひきつけるブランドカの形成、安全・安心は地域づくり、良好なコミュニティの形成、地域の伝統・文化の継承等、ソフトな領域のものも含まれます

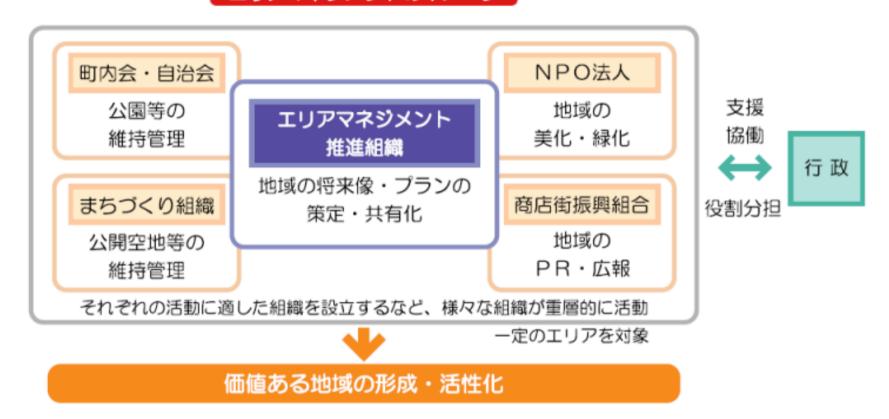
エリアマネジメントのすすめ(国土交通省土地・水資源局、H22.2)より





# エリアマネジメントのイメージ

### エリアマネジメントのイメージ



出典:エリアマネジメントのすすめ(国土交通省土地・水資源局、H22.2)

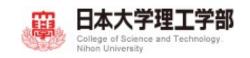




# エリアマネジメントの特徴

- ポイント1:「つくること」だけではなく「育てること」
  - ・これからは、開発(つくること)だけではなく、維持管理や運営を行い、地域を育てることが必要とされる
- ポイント2:行政主導ではなく、住民・事業主・地権者等が主体的に進めること
  - 地域の問題が多様化し、解決方法も様々になることから、地域の担い 手による主体的な取り組みが重要となる
- ポイント3:多くの住民・事業主・地権者等が関わりあいなが ら進めること
  - ・住民・事業主・地権者等の他に、必要に応じて行政や専門家・他組織 等と関わりあいながら進めること
- ポイント4:一定のエリアを対象にしていること
  - 多くの関係者が関わり合いながら進めるため、一定のエリアを対象に するこが基本であるが、明確なエリアを設けない場合もある





おわり